

栗東市地域防災計画

概 要 版

令和元年 12 月

栗 東 市

目 次

第1章 地域防災計画とは	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の作成機関	1
3 計画の構成.....	2
4 計画の基本方針	2
5 想定する災害	3
第2章 災害予防計画	4
1 地域の防災力を高めるための対策	4
2 行政の災害対応能力を高めるための対策.....	5
3 自然災害に対応するために必要な対策	6
4 事故災害に対応するために必要な対策	7
第3章 災害応急対策計画	8
1 災害別の対応体制の確立	8
2 災害対応のコーディネート	8
3 生命を守るための対策	9
4 生活を守るための対策	11
5 復旧への足がかり	12
第4章 災害復旧計画	14
1 公共施設の災害復旧	14
2 企業等の再建支援	14
3 被災者の生活再建支援	14
4 災害復興	15

第 1 章 地域防災計画とは

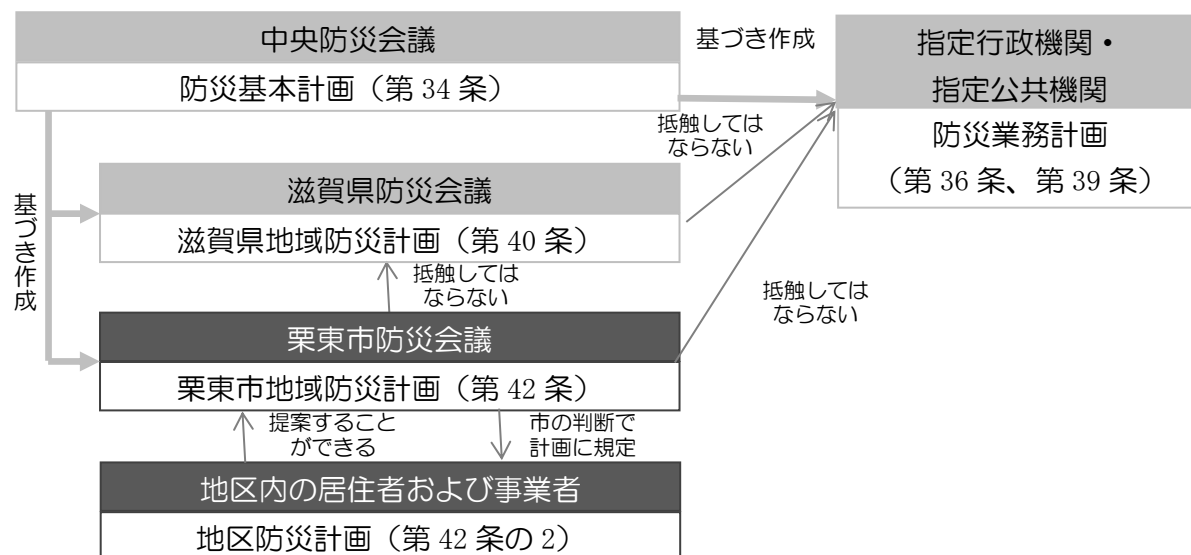
1 計画の目的

栗東市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づいて、栗東市防災会議が定める計画です。

計画の作成目的は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することによって、「住民の生命・財産の安全確保」を図ることとしています。

計画には、災害から「住民の生命・財産の安全確保」を図るために必要な市や防災関係機関、住民や地域、事業所の果たすべき責務や役割を定めています。

災害対策基本法に定められる防災計画の体系



2 計画の作成機関

栗東市地域防災計画は、栗東市長を会長とする「栗東市防災会議」によって作成され、毎年必要に応じて見直しが行われます。

本計画を作成する栗東市防災会議の委員は、次の防災関係機関により構成されています。

■ 会長 栗東市長

■ 委員（以下、参加機関）

南部土木事務所、南部健康福祉事務所、草津警察署、湖南広域消防局（中消防署）、栗東市消防団、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、栗東市商工会、栗東市社会福祉協議会、滋賀県トラック協会、滋賀県建設業協会、滋賀県LPガス協会、日本中央競馬会、栗東市自治連合会、栗東市防災会、人と防災未来センター、栗東市

3 計画の構成

これまで、栗東市地域防災計画は、阪神・淡路大震災を契機に抜本的な改定を行って以来、上位機関との認識の整合を図りつつ、数年に一度のペースで時点修正を重ねてきました。

しかしながら、職員数・組織体制の変化による現実と計画の乖離、部署別の動きがわかりにくい構成、重複した内容の掲載による膨大なページ数などの課題を抱えた計画となっていることから、今回の改定は、よりわかりやすくコンパクトで実践的な計画をめざし、全面的に見直しを行い、次のような構成としました。

構成	対象	記載内容
【本編】 第1章 総則 第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画	市理事者 市職員 市民	災害対策基本法に基づき実施しなければならない、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載
【災害対応マニュアル編】	市職員	災害時の応急対策の手順等を具体的に記載
【資料編】 資料集 個別計画集	市職員	本編、災害対応マニュアル編に付随して必要となる資料、様式、用語等を記載

※本編は、幅広い市民や市長・副市長等の災害対策の意思決定者等を対象に策定しました。そのため、本編の掲載内容はできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準等は、災害対応マニュアル編や資料編に委ねて編集しています。

4 計画の基本方針

この計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。

また、近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の各段階において、国、地方行政機関、県、市、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定めます。

【基本方針】

- 災害に強い地域づくり
- 避難行動要支援者への支援、多様な視点による対応
- 警戒避難体制の整備
- 自主防災体制の確立
- 防災関係機関相互の協力体制の推進
- 防災拠点施設等の整備および物資の備蓄

5 想定する災害

災害対策基本法では、「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の異常な自然現象や大規模な火事もしくは爆発等により生じる被害と定義されています。

これら災害のうち、本市に関連するものを計画対象として、予防、応急、復旧・復興等の対策を定めています。

（１）風水害

→詳しくは本編 p10～11 参照

台風の接近や集中豪雨等により大雨が降ったときは、堤防の決壊、内水の氾濫等による浸水被害や斜面の崩壊や土石流等による土砂災害が発生する危険性があります。

特に、市域では、水防法に基づいて、野洲川、草津川等の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（浸水想定区域）が指定されています。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいて、94 箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、そのうち 78 箇所の土砂災害特別警戒区域が指定されています。

（２）地震

→詳しくは本編 p11～15 参照

県の調査では、本市域に最も大きな揺れをもたらすことが予想されているのは『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする直下型地震のうち南部から断層破壊が開始されるケースであり、この場合、市で想定される震度は最大 7（市役所付近は 6 強）となり、他の想定地震より多くの被害が発生すると考えられます。

さらには、南海トラフで起こりうる最大級の海溝型地震発生時は、市域の一部で震度 6 弱の揺れに見舞われることが想定されており、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

※参考資料 1 被害想定 参照

（３）原子力災害

→詳しくは本編 p15～16 参照

本市は、福井県の最寄りの原子力発電所からおおむね 60km の距離に位置しており、風向きなど気象状況によっては、原子力発電所等から放射性物質または放射線が異常な水準で施設外へ放出される場合などが想定されます。

（４）その他の災害

→詳しくは本編 p16～17 参照

本市では、その他の災害として、突発重大事故（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、林野火災）を計画対象とします。

また、同時または連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象があることも想定します。

第2章 災害予防計画

【平常時に実施する事前の対策】

1 地域の防災力を高めるための対策

市は、防災関係機関、住民や地域、事業所と行政とが一体となった「減災」への取り組みを推進するため、消防団、防災士、自主防災組織等の強化・育成、住民等に対する防災教育、防災訓練の充実等に関する対策を講じます。

(1) 防災知識普及

→詳しくは本編 p23～24 参照

市は、県や中消防署をはじめとする各防災関係機関と連携して、各自の防災力の向上を図るとともに、地域防災力の向上に向け住民や事業者等の防災意識の高揚を目指した教育および広報（PR・啓発活動）を推進します。

また、住民や地域、事業所は、自助、共助を実践するために、災害から身を守るための基本的な知識や行動力の習得に努めます。

(2) 防災訓練

→詳しくは本編 p24～26 参照

市および防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化および住民の防災意識の向上を図るため、相互に協力して、各種災害を想定した訓練を実施します。

また、住民や地域、事業所は、防災訓練等の実施や積極的な参加により、災害から身を守るための基本的な知識や行動力の習得に努めます。

(3) 自主防災組織の整備

→詳しくは本編 p26～27 参照

市および県は、地域特性に応じた自主防災組織の育成や活性化を図るための支援を推進します。

なお、自主防災組織は、日ごろから、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備および備蓄等に努めます。

また、住民は、積極的に地域の自主防災組織の活動に参加して、協力体制の構築に努めます。

(4) ボランティア活動支援環境の整備

→詳しくは本編 p27～28 参照

市および市社会福祉協議会は、県（社会福祉協議会）、関係機関・関係団体と相互の連携を図り、災害ボランティア活動支援のための環境整備に努めます。

(5) 要配慮者の安全確保と支援体制の強化

→詳しくは本編 p28～31 参照

市は、「災害時避難行動要支援者登録制度」を運用し、住民や自主防災組織と協力しながら災害時避難行動要支援者の避難体制の構築や要配慮者に配慮した環境の整備に努めます。

2 行政の災害対応能力を高めるための対策

市は、災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するための組織運営体制の機能強化や関係機関との連携強化を推進します。

(1) 避難体制の整備

→詳しくは本編 p32～34 参照

災害から人命を守ることが最も重要な課題であると位置づけ、避難計画および避難受入れ計画の作成、避難路および避難場所の整備、点検を実施し、迅速で安全な避難誘導體制の整備を図ります。

なお、災害の発生するおそれがある場合または災害の発生した場合（緊急時）に住民の安全を確保する場所を緊急避難場所として指定します。

また、災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を避難所として指定します。

※参考資料 2 避難所等 参照

(2) 防災施設等の整備

→詳しくは本編 p34～37 参照

災害発生時の応急対策諸活動を円滑に実施するため、各種防災施設等の維持管理ならびに整備・充実に努めます。

【防災施設等の整備内容】

- | | | |
|-------|------------|-------------|
| ●防災施設 | ●消防施設 | ●水防施設 |
| ●防災空間 | ●災害廃棄物処理施設 | ●遺体安置所、火葬場等 |

(3) 情報通信体制の整備

→詳しくは本編 p37～38 参照

災害発生時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進めます。

(4) 医療・救護体制の整備

→詳しくは本編 p38～39 参照

草津保健所、草津栗東医師会等の協力を得て、災害時における初期医療体制、後方医療体制および広域的応急医療体制の整備を図ります。

(5) その他建築物の対策

→詳しくは本編 p39～40 参照

地震・台風等による建築物の倒壊等の災害や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、安全性の指導等に努めます。

(6) 物資の確保と緊急輸送体制の整備

→詳しくは本編 p40～42 参照

県、住民と一体となった物資の確保体制を構築するとともに、緊急輸送の円滑化を図るため緊急輸送ネットワークの形成を推進します。

また、琵琶湖西岸断層帯を震源とする地震等の被害想定に基づき、食料、飲料水等の必要量等をあらかじめ計画し、地震発生に備えます。

※参考資料 3 備蓄目標 参照

3 自然災害に対応するために必要な対策

市は、災害を予防し、被害を最小限にとどめるため、県および関係機関と協力し、水害、土砂災害、地震災害、火災等の予防に係る防災事業を推進します。

(1) 風水害予防対策

→詳しくは本編 p43～44 参照

水害を防止し、被害を軽減するために、あらかじめ河川・水路、ため池および下水道を整備し、防災対策を講じます。

また、県と連携して、浸水のおそれがある地域の実態を把握し、住民に周知するとともに、災害発生時における警戒避難体制を整備します。

(2) 土砂災害予防対策

→詳しくは本編 p44～45 参照

台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から住民の生命と財産を守るため、県と連携して、危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、住民への周知徹底に努めます。

また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備します。

(3) 地震災害予防対策

→詳しくは本編 p45～46 参照

地震災害から住民の生命と財産を守るため、都市機能関連の諸施設を計画的に配置、建設、改善するとともに、建築物の耐震化を促進するなどの地震災害予防対策を行います。

また、地震災害時に必要となる被災建築物および被災宅地応急危険度判定の実施体制をあらかじめ整備します。

(4) 火災予防対策

→詳しくは本編 p46～47 参照

火災による被害から住民の生命や財産を守るため、中消防署とともに、防火指導の徹底、消防力の強化および消防用水利等の整備を図るとともに、救助・救急体制や広域応援受入れ体制の整備に努めます。

(5) 複合災害予防対策

→詳しくは本編 p47 参照

同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における対応について、市は、日頃から備えを充実するとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じるよう努めます。

4 事故災害に対応するために必要な対策

市は、自然災害に限らず、人為的な事故災害も含めあらゆる災害を予防し、被害を最小限にとどめるため、県および関係機関と協力し、各種災害の予防に係る防災事業を推進します。

(1) ライフライン施設等の災害予防対策

→詳しくは本編 p48～50 参照

ライフライン関係事業者（電気、ガス、通信・放送、鉄道、上・下水道）は、災害に備え、関係機関間で連絡窓口を定めるほか、各施設の特徴を勘案して、ハード、ソフト両面において、災害予防対策を推進し、災害対応力の強化に努めます。

(2) 危険物施設等災害予防対策

→詳しくは本編 p50～52 参照

中消防署は、県と連携して、危険物施設の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取締りや保安対策の計画および実施に努めます。

(3) 農林水産関係災害予防対策

→詳しくは本編 p52 参照

各種災害による農作物、施設等の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、指導体制を確立し、防災営農技術、気象情報等の末端農業者への迅速な浸透に努めます。

(4) ため池等農業用施設の対策

→詳しくは本編 p52～53 参照

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理および保全が行われる体制を整備します。

(5) 文化財災害予防対策

→詳しくは本編 p53 参照

市内の文化財保存のため、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設整備を推進するとともに保護思想の普及、訓練、現地指導を強化します。

(6) 原子力災害対策

→詳しくは本編 p53～56 参照

原子力事業所で事故が発生し、その影響が本市に及ぶ場合または及ぶおそれがある場合に対する備えとして、災害応急対策を円滑に実施できるよう、機能的な活動体制の整備を図ります。

【原子力災害の予防対策】

- 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策
- 情報の収集・連絡体制の整備
- 災害応急体制の整備
- 防災知識の普及、啓発
- 防災訓練の実施
- 資機材等の整備

第3章 災害応急対策計画

【初動段階から応急段階（発災後おおむね1週間）の対策】

1 災害別の対応体制の確立

→詳しくは本編 p59～75 参照

市は、災害発生時または災害の発生のおそれがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保と、災害時の活動に関する意志決定を速やかに行うため、勤務時間内外を問わず、全庁的な体制を速やかに確立します。

体制は、あらかじめ定める災害の種類（風水害、地震災害、原子力災害、その他事故災害等）やその規模等に応じて、確立します。

なお、特に大きな災害のときは、栗東市危機管理センターに災害対策本部を設置します。

また、災害対策本部を設置した場合は、県や防災関係機関等との調整を行い、関係する職員は、あらかじめ定める役割分担にしたがい、各種対策活動を実施します。

※参考資料4 災害対策本部体制の体系図および事務分掌 参照

2 災害対応のコーディネート

市は、災害対策本部体制時は、災害対応の全時期を通じて、情報や資源の管理を行う必要があるため、情報の収集・伝達、緊急輸送等の災害対策本部業務を実施します。

また、災害規模が大きいときは、人材、資機材等が不足することが想定されるため、早期に災害救助法の適用要請や応援要請等を実施し、外部機関との連携・協力体制を確保します。

（1）情報収集・整理・伝達

→詳しくは本編 p76～80 参照

災害が発生したときは、速やかに県および防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握や応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行います。

なお、収集した情報については、優先順位付けできるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理します。

（2）災害救助法の適用

→詳しくは本編 p80～82 参照

市内において一定数以上の住宅が滅失したときなどは、災害救助法が適用され、同法による救助が行われます。

したがって、災害救助法の適用基準に該当する見込みがあるときは、速やかに県知事に災害救助法の適用を要請します。

(3) 緊急輸送体制の整備

→詳しくは本編 p83～87 参照

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、草津警察署と連携して、被災地域における車両の通行を禁止または制限します。

また、物資の輸送に必要な人員、車両、ヘリコプターを確保するなど、緊急輸送体制を確立します。

(4) 応援要請・受援等

→詳しくは本編 p87～90 参照

災害が発生し、市単独では災害の対応が困難と市長が判断したときは、自衛隊や県、応援協定締結都市、応援協定締結団体等に対して、応援を要請します。

なお、それぞれの機関に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受入れ体制を整備します。

また、そのほか、緊急の必要があるときは、各種法律に基づく従事命令、協力命令等により、活動要員を確保します。

3 生命を守るための対策

災害応急対策活動は、最優先で人命の確保を目的とする緊急対策が必要です。

市は、災害発生直後は、住民、消防、警察、医療機関等と連携・協力して、避難、救助救急、医療・救護等の生命の安全にかかわる対策を実施するほか、各種発生した災害の態様により異なる二次災害防止活動（火災消火、洪水対策、危険物対策、事故対策、原子力災害対策等）を実施します。

(1) 避難

→詳しくは本編 p91～95 参照

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、危険な地域内にある住民に対して避難のための立退きを勧告または指示し、防災関係機関と連携のもと、安全な場所に避難させるなど、人命の被害の軽減を図ります。

※参考資料5 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動 参照

(2) 水防

→詳しくは本編 p95～96 参照

河川の氾濫およびため池の溢水等による堤防の決壊が発生または発生するおそれがあるときは、市内の河川、ため池等を巡視し、各施設を所管する機関と協力して、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じます。

(3) 消防、救急・救助

→詳しくは本編 p96～99 参照

災害等により火災が発生したときは、市および中消防署は、住民の安全確保を最優先して、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行います。

また、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるときは、中消防署と連

携して、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、消防団、自主防災組織、草津警察署、自衛隊、日本赤十字社等の協力を得て、救急、救助活動に係る情報連絡体制を確立して、迅速かつ的確な救急・救助活動に当たります。

住民や事業所は、可能な限り災害現場において自発的に救急・救助、消防・警察・自衛隊等の救急・救助活動に協力する。

（４）医療・救護活動

→詳しくは本編 p100～102 参照

多数の負傷者が発生したときは、指定避難所、指定緊急避難場所や災害現場等に救護所を設置し、草津栗東医師会や医療機関から派遣される医師や看護師による応急的な医療救護を行います。

（５）危険物等の二次災害防止活動

→詳しくは本編 p103～105 参照

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設、放射線施設等の管理者は、災害に伴う火災、爆発、流出拡散等を防止するため、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努めます。

市および中消防署は、必要に応じて、県、草津警察署等と連携して、関係機関の応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行います。

（６）その他施設の二次災害防止活動

→詳しくは本編 p105～109 参照

災害発生後は、斜面崩壊や落石が発生しやすく、建物も倒壊しやすいため、避難時に災害に巻き込まれる危険が高まります。

こうした二次災害を防止するため、公共施設、建築物・宅地、河川・農林水産施設等の被災調査を行い、危険箇所を把握するとともに、県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等の措置を行い、被害の拡大を防止します。

（７）原子力災害対応

→詳しくは本編 p110～113 参照

福井県内の原子力発電所で事故等が発生または発生のおそれがあり、原子力事業者から警戒事態発生時の通報、施設敷地緊急事態発生時の通報または全面緊急事態発生時の通報が県に対してあったときの対応および原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出されたときなどは、県と連携して、原子力災害時特有の緊急事態応急対策を実施します。

（８）事故災害対応

→詳しくは本編 p114～115 参照

自然災害以外の大規模な事故災害（航空機事故、鉄道事故、道路事故、危険物等事故、大規模な火事、林野火災等）が発生したときは、事故関係者や消防、警察等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立し、被害の軽減、拡大防止を図ります。

4 生活を守るための対策

市は、災害に対する緊急対策が一段落した段階において、都市機能の早期回復に向けて、ライフラインの応急復旧等を行います。

また、被災者の生活や社会秩序の安定を図るため、避難所における飲料水、食糧、生活必需品の供給等の生活支援や要配慮者支援のほか、保健衛生および防疫、火葬等の活動を実施します。

(1) 避難生活支援

→詳しくは本編 p116～118 参照

震度 5 強以上の地震が発生したとき、避難勧告等を行ったとき、自主避難の連絡を受けたとき、その他市長が必要と認めるときは、直ちに指定緊急避難場所・避難所から必要な施設を選定し、避難所を開設します。

避難所には避難所派遣職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れを行います。

また、避難所の運営に当たっては、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意します。

(2) 飲料水・食料・生活必需品等の供給

→詳しくは本編 p118～121 参照

多数の避難者が発生しているときは、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食料および生活必需品等を速やかに調達・確保し、被災地のニーズに応じて供給・分配を行います。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者特有のニーズや男女等のニーズの違いに配慮します。

(3) 要配慮者支援

→詳しくは本編 p121～122 参照

多数の避難者が発生しているときは、特に災害の影響を受けやすい要配慮者の安全を確保するため、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体や住民等と連携しながら、避難所における福祉ニーズ調査を実施し、福祉避難所を設置するなど、要配慮者特有のニーズに対応した生活支援、介護サービスの提供等を実施します。

(4) 行方不明者の搜索および遺体の火葬等

→詳しくは本編 p122～124 参照

行方不明者が発生したときは、警察などが行う搜索活動に協力できる体制を整備します。

また、遺体を確認されたときは、適切に収容、処理等を行い、引渡し先のない遺体については、火葬等を実施します。

(5) 防疫、保健衛生

→詳しくは本編 p124～125 参照

多数の避難者が発生しているときは、県災害医療地方本部（草津保健所）の指導・指示に基づき、被災地および避難所等における保健活動を実施するとともに、必要

に応じて、食品衛生・環境衛生対策等を実施し、衛生環境の維持、確保を図ります。

また、感染症等の発生を予防するため、検病調査、広報活動および感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒ならびに防疫活動等を迅速に実施します。

(6) ライフラインの応急復旧

→詳しくは本編 p126~128 参照

水道・下水道（農業用集落排水処理施設を含む）施設に被害が生じたときは、速やかに施設の応急復旧を実施し、施設機能の維持に努めます。

また、電気、電話、ガス、鉄道等のライフライン施設において、その機能が停止または低下した場合は、各事業者と連絡を密に取り、応急復旧対策に協力するとともに、ライフライン施設の復旧状況等の広報に努めます。

5 復旧への足がかり

被災者の生活が安定し、ライフラインや交通・流通の機能が回復してくると、集まってくる情報も物資も次第に多くなり、各種の災害応急対策活動は、さらに、きめ細やかな対応が求められ、必要となる人や物資は多岐にわたるようになります。

その場合、災害ボランティアの受入れ、災害義援金品の募集等により、全国的な応援を求めるなどの被災者の生活の安定化に向けた取組みを実施します。

また、災害前のような日常生活が可能となるように社会的なサービスを復旧する必要があるため、被災者の生活再建の足がかりとなる住宅対策や学校教育再開等の各種対策を実施します。

(1) 住宅対策

→詳しくは本編 p129~130 参照

災害が発生し、災害救助法が適用され、県より事務の委任を受けたときは、応急仮設住宅の設置・供給、住宅の応急修理および住宅関連の障害物除去等の必要な支援措置を講じ、被災者の生活の安定を図ります。

なお、応急仮設住宅の設置および供与にあたっては、要配慮者に対する配慮を行います。

(2) 災害廃棄物処理

→詳しくは本編 p130~133 参照

災害等により、大量にごみやがれきが発生または発生することが予想されるときは、環境センター等の処理施設の被害状況や復旧見込みを把握するほか、必要に応じて、仮置場や一時保管場所の設置等について検討し、処理体制を確立します。

また、上・下水道、電力等のライフラインに被害が生じているときや多数の避難者が発生しているときは、仮設トイレを速やかに確保するとともに、し尿処理の収集体制を確立します。

（３）学校等における応急対策

→詳しくは本編 p133～135 参照

保育園、幼稚園、小学校、中学校等においては、災害発生時の応急対策を通じて、乳児・幼児・園児・児童・生徒の生命・身体の安全の確保と安否確認を行います。

また、学校施設や教職員等の被災状況の把握に努め、被災した施設・設備の応急復旧や学用品の確保・支給等を行い、早い段階での授業再開の実施を目指します。

なお、文化財に被害が生じた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県本部に報告するとともに、必要に応じて移動可能な文化財は安全な場所に移します。

（４）ボランティアの受入れ

→詳しくは本編 p135～136 参照

災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想されるときは、市社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援します。

（５）義援金品の配分

→詳しくは本編 p136～138 参照

多数の被災者が発生しているときは、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から災害義援金品の募集・受付を行います。

義援金品の受付は、市、県その他関係機関が窓口を設けて行い、受付けた義援金品については、被災者への公平性に配慮して配分を行います。

第4章 災害復旧計画

【復旧段階（発災後おおむね1週間以降）の対策】

1 被災者の生活再建支援

市は、被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、住宅や雇用の確保等を行い、住民の生活の安定を図ります。

（1）市民生活の支援

→詳しくは本編 p141～142 参照

被災者の応急的かつ一時的な救済を目的として、災害救助法による各種施策や市税の減免等に必要となる罹災証明書を遅滞なく発行します。また、必要に応じて、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

また、各種法令、制度等に基づき、被災者に対して、生活再建に係る資金の支給、貸付、税の減免・猶予等の措置、その他種々の措置を行います。

（2）住宅の復興

→詳しくは本編 p142～143 参照

住宅復興計画の策定を通じて再建の全体ビジョンを明確にするとともに、公営住宅等の新規建設や空き部屋等の活用および民間住宅の再建に対する支援、相談・情報提供等の事業を推進します。

（3）雇用の安定と雇用機会の確保

→詳しくは本編 p143 参照

大規模災害が発生したときは、雇用環境の不安定化が想定されるため、労働者の雇用維持、失業予防を図られるよう、求職者、新規学卒者、事業主等への支援を行い、被災者の雇用機会の確保を促進します。

2 企業等の再建支援

市は、被災した企業等を支援するため、必要な復旧資金、復旧資材等の確保、復旧計画の樹立または実施等について斡旋および指導を行い、あるいは必要に応じて、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じ、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。

（1）商工業者の再建支援

→詳しくは本編 p145 参照

被災により事業活動に支障をきたしている市内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資の斡旋、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援します。

(2) 農林水産業の再建支援

→詳しくは本編 p145～146 参照

被災により事業活動に支障をきたしている市内農林水産業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援します。

3 公共施設の災害復旧

市は、災害により、道路・河川等の公共土木施設、農林業施設、上下水道、公立学校、社会福祉施設、公営住宅等の公共施設が被害を受けたときは、速やかに復旧し、住民の生活基盤の整備を進めます。

(1) 災害復旧事業の財政対策

→詳しくは本編 p147～148 参照

公共施設の災害復旧事業を迅速かつ円滑に行うため、法律に基づき実施される国の災害復旧事業費の援助、助成を速やかに受けられよう努めます。

(2) 災害復旧事業の実施

→詳しくは本編 p148 参照

災害により被災した公共施設は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、県の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する施設に関する災害復旧事業計画を作成し、災害復旧事業等を実施します。

4 災害復興

市は、大規模な災害が発生したときは、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整および合意形成を行い、計画的な復興事業を推進します。

また、原子力災害時に必要となる特別な災害復旧・復興期の対応については、県と連携を図りつつ、国の指導に基づき実施します。

(1) 計画的な地域復興の推進

→詳しくは本編 p149 参照

復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに災害復興計画を策定し、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、ならびに情報提供等を行います。

(2) 原子力災害時の中長期対策

→詳しくは本編 p150～151 参照

特に原子力災害発生時は、国や県と協議のうえ、原子力災害により放射性物質または放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、社会秩序および経済活動の回復を図るための復旧・復興活動を実施します。

参考資料 1 被害想定

(1) 琵琶湖西岸断層帯地震の被害想定

人的被害		死者数		110 人
		負傷者数		1, 207 名
建物被害		全壊棟数		1, 939 棟
		半壊棟数		5, 127 棟
火災		全焼棟数		—
避難者		避難所生活者 下段：（全避難者数）	24 時間後	3, 987 人 (6, 645 人)
			72 時間後	6, 586 人 (11, 974 人)
			1 週間後	8, 559 人 (17, 117 人)
			1 か月後	2, 854 人 (9, 514 人)
ライフライン被害	電気	停電口数	地震直後	35, 182 口 (92%)
			24 時間後	18, 534 口 (49%)
			72 時間後	5, 805 口 (15%)
			1 週間後	107 口 (0%)
	上水道	断水人口	地震直後	52, 678 人 (83%)
			24 時間後	51, 973 人 (82%)
			72 時間後	49, 274 人 (77%)
			1 週間後	41, 889 人 (66%)
			1 か月後	9, 833 人 (15%)
			2 か月後	984 人 (2%)
			3 か月後	85 人 (0%)
	ガス	都市ガス 供給停止軒数	地震直後	4, 526 軒 (100%)
			24 時間後	4, 526 軒 (100%)
			72 時間後	4, 526 軒 (100%)
			1 週間後	0 軒 (0%)
		L P ガス 使用不能軒数	地震直後	3, 725 軒 (28%)
			24 時間後	3, 323 軒 (25%)
		72 時間後	2, 180 軒 (16%)	
		1 週間後	0 軒 (0%)	
電話		被害の著しい地域を中心に回線切断、輻輳等の通話支障		

注) — (ハイフン) は、ごくわずか(数値計算上 5 未満)であることを示す

※出典：滋賀県地震被害想定調査(概要版)(平成 26 年 3 月)

(2) 南海トラフ地震の被害想定

人的被害		死者数		9 人
		負傷者数		285 名
建物被害		全壊棟数		223 棟
		半壊棟数		2, 126 棟
火災		全焼棟数		—
避難者		避難所生活者 下段：（全避難者数）	24 時間後	681 人 (1, 135 人)
			72 時間後	1, 914 人 (3, 481 人)
			1 週間後	2, 012 人 (4, 025 人)
			1 か月後	506 人 (1, 688 人)
ライフライン被害	電気	停電口数	地震直後	33, 700 口 (88%)
			24 時間後	16, 684 口 (44%)
			72 時間後	220 口 (1%)
			1 週間後	0 口 (0%)
	上水道	断水人口	地震直後	31, 879 人 (50%)
			24 時間後	36, 023 人 (57%)
			72 時間後	22, 384 人 (35%)
			1 週間後	15, 946 人 (25%)
			1 か月後	1, 499 人 (2%)
			2 か月後	62 人 (0%)
			3 か月後	2 人 (0%)
	ガス	都市ガス 供給停止軒数	地震直後	0 軒 (0%)
		L P ガス 使用不能軒数	地震直後	1, 286 軒 (10%)
24 時間後			883 軒 (7%)	
72 時間後			68 軒 (1%)	
1 週間後	0 軒 (0%)			
電話		被害の著しい地域を中心に回線切断、輻輳等の通話支障		

注) — (ハイフン) は、ごくわずか(数値計算上 5 未満)であることを示す

※出典：滋賀県地震被害想定調査(概要版)(平成 26 年 3 月)

(3) 計画上の参考値

項 目	想 定 内 容
震源	琵琶湖西岸断層帯(断層長さ 59km)
地震の規模	マグニチュード 7.8 (気象庁マグニチュード)
震度	市庁舎の計測震度計で震度 6 強(一部地域で 7)
死者	110 人程度
負傷者(重傷者+軽傷者)	1, 200 人程度
避難所生活者数(最大)	8, 600 人程度
建物全壊	1, 900 棟程度
建物半壊	5, 100 棟程度

参考資料2 避難所等

東日本大震災では、切迫した災害（津波）の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が明確に区別されておらず被害が拡大した事例があります。

そこで、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村は「指定緊急避難場所」、「指定避難所」を指定することが定められました。

【指定緊急避難場所】

異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」を指定することにより、円滑かつ安全な避難を促進します。災害が発生し、または発生するおそれがある場合の“安全確保”を第一の目的とします。

【指定避難所】

被災者を避難のために必要な間滞在させるための「指定避難所」を指定します。災害が発生した場合、または発生後の“滞在場所の確保”を第一の目的とします。

市は、従来の「避難所および広域避難場所」を災害対策基本法の基準にもとづき、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」に分けて整理し、災害ごとの指定を行いました。

また、平成 27 年 10 月に栗東市社会福祉協議会と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結したことから、「福祉避難所」の指定を行いました。

(1) 指定緊急避難場所

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	○	○	○
	2	金勝幼稚園 (幼児園)	御園 1009-1	558-0829	○	○	○
	3	金勝第1保育園 (幼児園)	御園 1009-1	558-0250	○	○	○
	4	金勝第2保育園 (幼児園)	御園 1028	558-0068	○	○	○
	5	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	○	○	○
	6	金勝児童館	御園 983	558-3527	○	○	○
	7	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	○	○	○
	8	荒張スポーツ広場	荒張 669	—	—	—	○
治田	9	治田小学校	坊袋 77	552-0449	○	○	○
	10	治田幼稚園	目川 871-2	552-2756	○	○	○
	11	治田保育園	坊袋 162	552-1079	○	○	○
	12	治田児童館	目川 871-1	551-1431	○	○	○
	13	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	○	○	○
	14	栗東市民体育館	川辺 390-1	553-4321	○	○	○
治田東	15	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	○※	○	○
	16	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	○	—	○
	17	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	○	○	○
	18	治田東幼稚園 (幼児園)	安養寺 6-7-29	552-1717	○	○	○
	19	学習支援センター	安養寺 3-1-1	551-0145	○※	○	○
	20	治田東保育園 (幼児園)	安養寺 6-7-12	554-0054	○	○	○
	21	栗東市総合福祉保健センター (なごやかセンター)・治田東児童館	安養寺 190	554-6100	○	○	○
治田西	22	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	○	○	○
	23	治田西幼稚園 (幼児園)	中沢 1-6-3	553-4641	○	○	—
	24	治田西保育園 (幼児園)	中沢 1-4-22	553-4651	○	○	—
	25	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	○	○	○
	26	治田西スポーツセンター	小柿 1-1-11	554-0169	○	○	○
	27	栗東市ゆうあいの家 (老人福祉センター)・治田西児童館	小柿 1-10-10	554-1004	○	○	○
葉山東	28	葉山東小学校	小野 320	553-8300	○	○	○
	29	葉山東幼稚園 (幼児園)	小野 460-1	553-9110	○	○	○
	30	葉山東保育園 (幼児園)	小野 465-1	553-9102	○	○	○
	31	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	○※	○	○
	32	葉山東児童館	小野 480-1	552-6149	○	○	○
	33	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	○	○	○
葉山	34	葉山小学校	高野 310	552-0018	○※	○	○
	35	葉山幼稚園 (幼児園)	高野 289	552-4864	○※	○	○
	36	葉山保育園 (幼児園)	高野 289	552-0079	○※	○	○
	37	葉山児童館	高野 568-1	553-8796	—	○	○
	38	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	○※	○	○
	39	栗東市やすらぎの家 (老人福祉センター)	出庭 700-1	554-0606	○	○	○
	40	野洲川体育館	出庭 2083	553-1006	○※	○	○
	41	高野公園	高野 727	—	—	—	○
大宝	42	大宝小学校	縹 7-14-19	552-2279	○※	○	○
	43	大宝幼稚園	縹 8-16-9	552-1698	○※	○	○
	44	大宝児童館	縹 6-13-10	551-1950	—	○	○
	45	コミュニティセンター大宝	縹 7-9-21	553-1900	○※	○	○
	46	栗東西中学校	縹 4-13-47	553-9101	○※	○	○
	47	大宝公園	縹 7-5-5	—	—	—	○
大宝東	48	栗東芸術文化会館	縹 2-1-28	551-1455	○※	○	○
	49	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	○※	○	○
	50	大宝カナリヤ保育園	野尻 584	552-2088	—	○	○
	51	大宝幼稚園分園	縹 3-3-6	551-5242	○	○	○

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	災害種		
					洪水害	土砂災害	地震
大宝西	52	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	○※	○	○
	53	大宝西幼稚園	霊仙寺 5-6-19	553-3788	○※	○	○
	54	大宝西保育園	十里 400	553-6990	○	○	○
	55	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	○※	○	○
	56	大宝西児童館	霊仙寺 4-2-66	552-7240	—	○	○
	57	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	○	○	○
	58	十里体育館	十里 405-1	553-1701	○	○	○

※浸水が想定されるときは施設の2階以上を利用

(2) 指定避難所

学区名	番号	名称	所在地	電話番号	備考
金勝	1	金勝小学校	御園 911-1	558-0150	
	2	金勝幼稚園（幼児園）	御園 1009-1	558-0829	
	3	金勝第1保育園（幼児園）	御園 1009-1	558-0250	
	4	コミュニティセンター金勝	御園 982	558-1100	
	5	JRA・トレセン厚生会館	御園 1028	558-0459	
治田	6	治田小学校	坊袋 77	552-0449	
	7	コミュニティセンター治田	坊袋 161-1	554-0050	
治田東	8	栗東中学校	安養寺 6-6-15	552-4359	
	9	治田東小学校	安養寺 147	553-3771	
	10	コミュニティセンター治田東	安養寺 205	554-6110	
	11	治田東幼稚園（幼児園）	安養寺 6-7-29	552-1717	
	12	治田東保育園（幼児園）	安養寺 6-7-12	554-0054	
治田西	13	治田西小学校	小柿 1-5-21	553-2017	
	14	コミュニティセンター治田西	小柿 5-1-8	553-7633	
	15	治田西幼稚園（幼児園）	中沢 1-6-3	553-4641	
	16	治田西保育園（幼児園）	中沢 1-4-22	553-4651	
葉山東	17	葉山東小学校	小野 320	553-8300	
	18	葉山東幼稚園（幼児園）	小野 460-1	553-9110	
	19	葉山東保育園（幼児園）	小野 465-1	553-9102	
	20	葉山中学校	六地藏 888	554-0030	
	21	コミュニティセンター葉山東	六地藏 714-1	553-2566	
葉山	22	葉山小学校	高野 310	552-0018	
	23	葉山幼稚園（幼児園）	高野 289	552-4864	
	24	葉山保育園（幼児園）	高野 289	552-0079	
	25	コミュニティセンター葉山	高野 622-1	553-4911	
大宝	26	大宝小学校	綾 7-14-19	552-2279	
	27	コミュニティセンター大宝	綾 7-9-21	553-1900	
	28	栗東西中学校	綾 4-13-47	553-9101	
大宝東	29	栗東芸術文化会館	綾 2-1-28	551-1455	
	30	大宝東小学校	野尻 502-1	551-2300	
大宝西	31	大宝西小学校	霊仙寺 4-2-55	554-1400	
	32	コミュニティセンター大宝西	霊仙寺 4-2-63	554-1477	
	33	ひだまりの家	十里 399-3	552-1000	

(3) 福祉避難所

番号	施設名	所在地	電話番号	施設種別
1	なごやかセンター	安養寺 190	554-6100	老人福祉センター
2	ゆうあいの家	小柿 1-10-10	554-1004	老人福祉センター
3	やすらぎの家	出庭 700-1	554-0606	老人福祉センター

参考資料3 備蓄目標

備蓄目標は、滋賀県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）による「琵琶湖西岸断層帯地震」の被害想定結果（case2）を基に設定する。

- ・発災後 3 日間は交通機能の麻痺等により、被災地外からの支援が得られないことが考えられ、3 日間においては流通備蓄、他自治体の応援を含む救援物資は来ないこと（発災 4 日目以降から流通備蓄、救援物資により食料等を全量調達）を想定する。
- ・発災後 3 日間の飲料水、食料、生活必需品について、市民、市、県がそれぞれ 1 日分備蓄するという考えで、市の備蓄目標を設定する。

1 飲料水および食料の備蓄目標

○想定避難者数：11,974 人（72 時間後：全避難者数）

品名	目標数
米（粥、アルファ化米等）、カンパン・クラッカー ※1 人 1 日 3 食、1 日分を想定	36,000 食
流動食 ※1 人 1 日 3 食、1 日分を想定 ※対象は 0～1 歳児（約 1600 人分×11,974/69,560*）を想定	900 食
水 ※1 人 1 日 3 リットル、1 日分を想定	500ml ペットボトル 72,000 本相当

*平成 31 年 4 月 1 日現在住民基本台帳人口

2 生活必需品備蓄目標

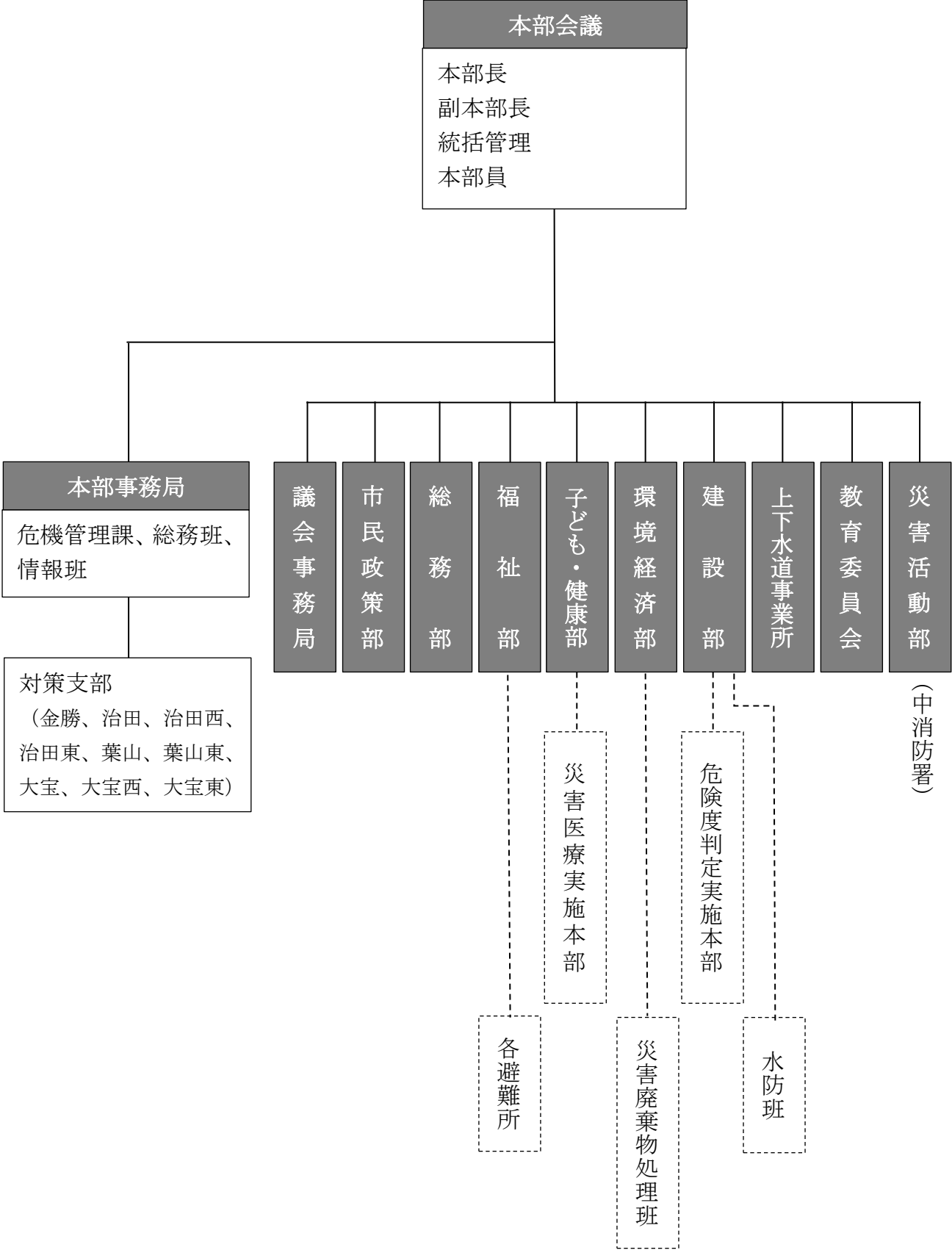
○想定避難者数：11,974 人（72 時間後：全避難者数）

品名	目標数
非常用衛生セット（タオル、歯ブラシ等） ※1 人 1 セットを想定	12,000 セット
毛布 ※1 人 2 枚を想定	24,000 枚
トイレ袋（便器活用タイプ）セット（200 回分） ※1 人 1 日 3 回、1 日分を想定	180 袋
紙おむつ（幼児用）[1 ケース 240 枚] ※1 人 1 日 8 枚、1 日分を想定 ※対象は 0 歳児（約 830 人分×11,974/69,560*）を想定	5 ケース
紙おむつ（大人用）[1 箱 22 枚] ※1 人 1 日 6 枚、1 日分を想定 ※対象は要介護 3 以上（約 700 人分×11,974/69,560*）を想定	40 箱
生理用品（28 枚：1 袋） ※1 人 1 日 8 枚、1 日分を想定 ※対象は 10 歳から 55 歳女性（約 5,200 人分×11,974/69,560*）の 1/4（4 週に 1 回換算）を想定	260 袋

*平成 31 年 4 月 1 日現在住民基本台帳人口

参考資料4 災害対策本部体制の体系図および事務分掌

■災害対策本部体制の体系図



1 対策本部

班名等	所属名	分掌事務
本部長	市長	1. 市災害対策本部の設置・廃止の決定 2. 避難準備情報および避難の勧告・指示の発令 3. 警戒区域の設定 4. 指定地方行政機関の職員の派遣要請 5. 指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請 6. 他市町長への応援要請 7. 県知事に対しての応援要請 8. 自衛隊の災害派遣要請 9. 警察署長との連絡調整 10. 救助隊の招集および出動命令
副本部長	副市長 教育長	○本部長を補佐し、副市長と教育長が副本部長となる。 副本部長 は、それぞれ分担すべき分野を決め、部から情報を収集・分析するほか、本部長の指示を各部に伝達する。
統括管理	危機管理監	○災害対応に関する各部長の統括・調整
本部員	総務部長 福祉部長 子ども・健康部長 環境経済部長 建設部技監 建設部長 議会事務局長 教育部長 中消防署長 消防団長	○各部の災害対策応急活動を総括する責任者であり、部（局）長が本部員となる。本部員は、各班長に業務を指示し、その遂行にあたらせる。
事務局長	危機管理課長	災害対策本部設置から廃止までの間、庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。
事務局	部局内課長補佐級職員	災害対策本部設置から廃止までの間、総務班として 庁内各班及び関係機関との連絡調整 を行う。
本部班	総務班	1. 災害対策本部会議室の準備 2. 通信手段の確保 3. 参集職員の宿泊場所および 食糧品の確保 4. 各部局の災害対策情報の整理 5. 各部局への伝達
	情報班	1. 災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集 2. 情報の整理および伝達
対策支部	各学区対策支部	<u>情報収集班</u> 1. 自治会 からの情報収集 被災状況・交通状況・避難状況・道路状況・住民の状況などエリア内の状況をまとめ整理・伝達班へ伝える。 2. 被災者の対応 各避難所においてまとめられた被災者への対応状況を整理・伝達班へ伝える。

		整理・伝達班 1. 情報の整理および伝達 情報収集班より伝えられた様々な情報を整理し、本部情報班へ伝達、報告する。 また、本部からの指示事項を各自治会、避難所へ伝達する。市本部へは、指定報告書により 1 時間おきに報告する。
--	--	---

2 各部

部	班	任務分担
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議事課長)	1. 災害に伴う議会運営に関すること 2. 災害に伴う議員の行事に関すること
市民政策部 (危機管理監)	本部事務局 (危機管理課長)	1. 栗東市防災会議に関すること 2. 災害対策本部事務局の連絡調整に関する こと 3. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 4. 防災配備の連絡調整に関すること 5. 栗東市消防団との連絡調整に関する こと
	元気創造政策班 (元気創造政策課長) 秘書広報班 (秘書広報課長)	1. 関係機関への陳情要請に関すること 2. 災害対策県本部、地方本部等への連絡に 関すること 3. 視察見舞のための来庁者への接遇に関 すること 4. 災害関係の広報活動に関すること 5. 報道機関との連絡に関すること
	財政班 (財政課長)	1. 災害関係予算に関すること 2. 市有財産の災害対策に関すること 3. 庁舎施設の使用管理ならびに災害対策 に関する こと 4. 災害時の車両等の確保および配車に関 すること
	自治振興班 (自治振興課長)	1. ボランティア関係団体との連絡調整に 関すること 2. ボランティアの受入れに関すること 3. 備蓄食糧及び物資の調達及び配布に関 すること 4. 対策支部に関すること 5. 管轄する市立建築物の災害予防に関す ること 6. 管轄する市立建築物の被害調査に関す ること
総務部 (総務部長) (会計管理者) (監査事務局長)	総務班 (総務課長)	1. 職員の動員、派遣に関すること 2. 災害関係文書の受付配付および発送に 関すること 3. 災害に伴う罹災地区の行政指導に関す ること 4. 職員の給与及び給食に関すること 5. 住民基本データベースの保守に関する こと

	税務班 (税務課長)	1. 家屋等の被災状況調査に関する事 2. 災害に伴う市税減免等の対策に関する事
	人権政策班 (人権政策課長) ひだまりの家班 (ひだまりの家所長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事
	総合窓口班 (総合窓口課長)	1. 転出入の取扱いに関する事 2. 死体の埋火葬に関する事 3. 安否情報の収集・提供、被災者台帳の作成及び罹災証明の発行に関する事 4. 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関する事
	会計班 (会計課長) 監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 災害関係経費の支出に関する事 3. 庁用資材備品等の用度調達に関する事
福祉部 (福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長) 障がい福祉班 (障がい福祉課長) 保険年金班 (保険年金課長) 長寿福祉班 (長寿福祉課長)	1. 福祉施設の災害対策および応急措置に関する事 2. 避難所に関する事 3. 死体の収容および埋火葬に関する事 4. 被災者に対する生活保護に関する事 5. 被災者に対する各種給付金の支払に関する事 6. 災害時避難行動要支援者の災害対策に関する事 7. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事 8. 管轄する市立建築物の災害予防に関する事 9. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 10. 救助物資の配分計画および配分実施に関する事

子ども・健康部 (子ども・健康部長)	健康増進班 (健康増進課長) 子育て応援班 (子育て応援課長) 子ども発達支援班 (子ども発達支援課長) 幼児班 (幼児課長) (幼児課参事)	1. 被災者に対する応急措置に関する計画および実施に関する事 2. 災害防疫対策の計画および実施に関する事 3. 医療施設の災害対策に関する事 4. 医療助産に関する事 5. 保健所との連絡に関する事 6. 災害時における公衆衛生指導に関する事 7. 園の災害対策及び応急措置に関する事 8. 園児に対する災害対策および実施に関する事 9. 被災園児に対する保育に関する事 10. 被災園児の必要用品に関する事 11. 児童館の災害対策及び応急措置に関する事 12. 応急学童保育の実施 13. 管轄する市立建築物の災害予防に関する事 14. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事
環境経済部 (環境経済部長) 農業委員会事務局	環境政策班 (環境政策課長) 環境センター班 (環境センター所長)	1. 災害時における環境衛生に関する事 2. 仮設便所の設置等に関する事 3. 汚染物質の流出防止に関する事 4. 災害廃棄物の処理等に関する事 5. 清掃、消毒に関する事 6. 危険動物の災害逸走に関する事
	農林班 (農林課長) 農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	1. 農林業関係災害の応急措置および災害対策に関する事 2. 農作物、農業用施設等の災害対策に関する事 3. 林業施設の災害対策に関する事 4. 農林業関係団体との連絡調整に関する事 5. 災害時における農作物病虫害防除に関する事 6. 災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整ならびに救援資材の受入保管ならびに配分に関する事 7. 耕地の災害対策に関する事 8. 農業用水利施設の災害対策に関する事 9. 農業用ため池の災害対策に関する事
	商工観光労政班 (商工観光労政課長)	1. 商工業関係者の被害の状況把握に関する事 2. 事業所及び商工業関係団体の災害対策に関する事 3. 経済及び商工団体との連絡調整に関する事

建設部 (建設部長) (建設部技監)	土木管理班 (土木管理課長) 道路・河川班 (道路・河川課長) 国・県事業対策班 (国・県事業対策課長) 交通政策班 (交通政策課長) 都市計画班 (都市計画課長)	1. 水防の全般的な企画、実施に関する事 2. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 3. 災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 4. 土木関係被害状況の調査に関する事 5. 道路の除雪対策に関する事 6. 応急対策実施のための用地借入および補償に関する事 7. 急傾斜地の災害対策に関する事 8. 土石流危険渓流地の災害対策に関する事 9. 道路・河川に影響を及ぼすがけくずれ災害対策に関する事 10. 葉山川・金勝川等の応急措置など災害対策に関する事 11. 管轄する市立建築物および施設の災害予防に関する事 12. 管轄する市立建築物および施設の被害調査に関する事 13. 国・県河川の調整に関する事 14. 交通不能箇所の調査およびその対策に関する事 15. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事
	住宅班 (住宅課長)	1. 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関する事 2. 応急仮設住宅の入居者の決定に関する事 3. 倒壊家屋対策に関する事 4. ガレキの処理に関する事 5. 被災宅地危険度判定に関する事 6. 市営住宅の災害対策に関する事 7. 宅地造成地の災害対策に関する事
上下水道事業所 (上下水道事業所長)	上下水道班 (上下水道課長)	1. 下水道施設の応急横断及び復旧措置に関する事 2. 水道施設災害の応急措置および復旧措置に関する事 3. 飲料水の供給ならびに確保に関する事 4. 上下水道施設に係る関係機関との調整に関する事

教育委員会 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)	1. 災害時における教育行政の総合調整に関すること 2. 教育施設の災害対策および実施に関すること 3. 教育委員会職員に関すること 4. 学校教育財産（市内県施設も含む）を避難所に開放することに関すること 5. 教育関係、義援金品の受領、保管、配分に関すること 6. 管轄する市立建築物の災害予防に関すること 7. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること
	学校給食共同調理場班 (学校給食共同調理場)	1. 学校給食共同調理場の災害対策および実施に関すること 2. 学校給食施設での炊出しに関すること
	学校教育班 (学校教育課長) 人権教育班 (人権教育課長)	1. 教職員の災害対策のための動員派遣に関すること 2. 園児・児童生徒に対する災害対策および実施に関すること 3. 被災児童生徒に対する教育に関すること 4. 被災児童生徒の学用品に関すること 5. 災害時における学校その他教育の環境衛生に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長) スポーツ・文化振興班 (スポーツ・文化振興課長)	1. 社会教育施設の災害対策に関すること 2. 災害活動に協力する青年団体、女性団体、社会教育団体等の連絡調整に関すること 3. 青少年教育施設の災害対策に関すること 4. 文化財の災害対策に関すること
災害活動部 (中消防署長)	消防班 (中消防署長)	1. 気象情報、雨量水位情報の収集及び記録 2. 各種警報発令に関すること 3. 現場防災活動整備に関すること 4. 救助活動に関すること 5. 栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関すること

参考資料5 避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他人は立退き避難準備を整えるとともに、以後防災気象情報、水位等に注意を払い自発的避難開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 <市から避難指示（緊急）が発令された場合> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル5】 災害発生情報	災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものはないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

栗東市地域防災計画 概要版
令和元年 12 月作成
栗東市市民政策部危機管理課